

MUFG BK CHINA WEEKLY

三菱 UFJ 銀行 国際業務部

MARCH 4TH 2020

■ TOPICS

- 金融政策執行報告から見た中国金融当局の政策方針
～新型コロナウイルスの感染拡大を背景に～

■ WEEKLY DIGEST

【経 済】

- 2月 PMI 製造業 35.7 非製造業 29.6 とともに過去最低水準

【貿易・投資】

- 中国貿促会 「不可抗力証明書」の発行 2月 21日までに 3,325 件

■ RMB REVIEW

- 広がる新型コロナウイルスの災禍

■ EXPERT VIEW

【日系企業のための中国法令・政策の動き】

- 「人力資源社会保障部、財政部、国家税務総局の企業社会保険料の段階的減免に関する通知」
- 「国家医療保障局、財政部、国家税務総局の従業員基本医療保険料の段階的減額徴収に関する指導意見」ほか

本邦におけるご照会先:

三菱 UFJ 銀行国際業務部 東京:03-6259-6695 (代表) 大阪:06-6206-8434 (代表) 名古屋:052-211-0544 (代表)

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

三菱UFJ銀行



TOPICS

金融政策執行報告から見た中国金融当局の政策方針 ～新型コロナウイルスの感染拡大を背景に～

MUFG バンク(中国)
リサーチ&アドバイザー部
中国調査室 于瑛琪

2月19日、中国人民銀行は「2019年第4四半期金融政策執行報告」(以下、「報告」と略称)を公表し、2019年の金融政策とその効果、内外経済情勢に対する判断、今後の金融政策の方針と措置などを具体的に解説した。中では、2020年1月20日からの新型コロナウイルスの感染の影響及び中央銀行としての判断と対策が盛り込まれている。この「報告」は、新型コロナウイルスの感染による非常事態が発生してから、当局の意向を正式に表明したものであり、当局の意思判断や政策の方向性を読み取る材料となる。本稿では、中国人民銀行の「報告」を主軸として、金融当局の国内外経済情勢に対する判断、2019年の金融政策の回顧と2020年の施策方向を紹介した上で、新型コロナウイルスの感染対策、雇用の安定化と不動産市場といった最も注目されている課題について分析する。

I. 中国人民銀行の景気判断

世界経済について

IMFは2月に、2019年の世界経済成長率の最新予測値を2.9%まで引き下げた。これは、2008年の金融危機以来の最低予測値である。「報告」は第3四半期の報告に比べ、世界経済のリスク要因を強調する形になっている。「世界経済は調整期にあり、リスク要素が顕著に増加している」としており、注目すべき3つのリスク要因を新たに提起した。

- ① 世界的な債務負担が重くなり、マイナス金利政策の範囲が拡大している背景では、新たな問題を引き起こしかねない。例えば、資産価格バブルの発生、債務規模の過度な拡大、銀行の貸借金利差が圧縮されて銀行の収益が損ねられるといったマイナス影響が想定される。
- ② 景気の下押し圧力が高まる一方、景気対策の余地が少なくなっている。
- ③ 経済成長率、インフレ率と金利が低く、生産性の増加が弱まっている状況は、金融政策の有効性に不利な影響がある。

これに加え、「貿易摩擦リスクがある程度緩和されつつも、不確定性が存続している。金融システムの脆弱性が増す中、市場のリスクオフが急激に進行する場合、金融システムの安定性を揺さぶる可能性がある。世界経済の減速によって地政学的リスクの激化や気候・環境リスクが顕在化している。」という3つのリスク要素が第3四半期の金融政策執行報告に続いて第4四半期の「報告」でも取り上げられている。

中国経済について

中国経済は全体的に安定推移しているが、下押し圧力は高まっている。様々な面で挑戦に直面している。世界経済は減速傾向にあり、未だ金融危機の影響から回復の途中にあるが、外部の不安定要素が増している。企業投資の増加は軟調で、信用リスクが顕在化している中、一部の中小金融機関のリスクオフ傾向が強まっている。さらに、新型コロナウイルスの感染の経済成長に対する打撃も無視できない。中国経済は「経

「済成長率の転換期、経済構造調整の難関期、経済刺激政策の後遺症の解消期」という 3 つの期間が同時発生している。

「3 つの期間の同時発生」を具体的に言うと、中国経済成長は高速成長から中高速成長へ切り替わっており、構造改革を実施しなければ、さらなる発展に繋がるのが難しく、加えて国際金融危機が発生した初期段階で実施していた大規模な刺激政策による過剰生産や過剰債務といった問題は未だ解決されていないという状況である。2019 年 12 月の中央経済工作会議における内容と同じく、「報告」も「3 つの期間の同時発生」を中国経済が置かれている状況に対する基本判断としている。第 3 四半期と比べて、今回の「報告」は「局所的な社会信用収縮圧力」を強調した上で、「経済成長下押し圧力の高まりと社会信用収縮のアナジー効果に注視する」とさらに強調した。

【当室見解】

過剰生産産業の代表とされる伝統的製造業、インフラ建設、不動産業への依存から脱却し、新興産業の成長を経済成長の駆動力に転換させることが、現在の中国が経済成長の持続性を維持するために不可欠な一歩である。そのため、金融市場も相応の改革を行わなければならない。成長性が弱まる産業における信用が収縮しているが、新興産業は直ちに収縮された信用需要を補充することが難しい。2020 年は「第十三次五ヶ年計画」の最終年であり、ゆとりのある社会建設の重要な一年でもある。この重要な時期に、新型コロナウイルスの感染という突発的なリスク事態の発生は経済政策の策定に対する大きな変動要因になっている。

II. 金融政策の回顧と 2020 年の施策方向

2019 年の金融市場と金融政策の回顧

2019 年の金融政策は、市場流動性の確保、中小企業への貸出支援及び金融市場改革といった 3 つの課題を中心に行われてきた。流動性の供給も中小企業への貸出支援も「目標を絞る」原則を取り、大規模な金融緩和を避けてきた。市場の安定化を図ると同時に、金融市場改革も進めており、8 月からの最優遇貸出金利(ローンプライムレート、LPR)改革は、市場金利の引き下げ効果がすでに現れている。中国人民銀行は、金融市場リスクの防止に配慮しつつ、市場効率の向上と資金調達コストの低下を実現するために、様々な措置と新政策を推し進めている。具体的には、以下の 5 つの面でまとめられる。

- ① 流動性の確保: 預金準備率、公開市場操作、MLF
銀行システム流動性を確保するために、預金準備率の引き下げを 3 回実施し、実体経済へ 2 兆 7,000 億元の長期資金を供給した。同時に、公開市場操作及び中期貸出ファシリティ(MLF)をフレキシブルに実施した。
- ② 小型零細企業への支援: 預金準備率の構造的調整、再貸出・再割引・MPA 管理
小型零細企業への支援を強化するために、2019 年 5 月から、預金準備率引き下げは差異化した枠組みを取るようになった。大型銀行、中型銀行、地方小銀行に分けてそれぞれ預金準備率を段階的に設定し、小型零細企業への貸出が一定水準に達した銀行へ預金準備率の引き下げ幅を拡大する。また、再貸出、再割引、マクロ・プルーデンス評価システム(MPA)といった様々な措置で小型零細企業、民営企業や製造業への貸出を促進した。
- ③ 為替レート改革: 人民元変動幅の拡大、オフショア市場で人民元建て中央銀行手形の発行の常態化、人民元相場の上変動メカニズムの形成を通じ、人民元の対米ドルレートは「7.0」元の壁を突破した。オフショア市場で人民元建て中央銀行手形を発行する体制を整えた。
- ④ 金融市場改革: LPR、永久債と中央銀行手形のスワップ

金融政策の伝達メカニズムを改善するために、金利改革の柱として、2019年8月から公表を始めた最優遇貸出金利(ローンプライムレート、LPR)を新しいベンチマークとして変動金利融資に適用する。貸出基準金利へのリンクを終了させ、金利自由化に向けて一步前進した。また、永久債と中央銀行手形のスワップ(CBS)を新たな市場調整手段として定着させた。

⑤ 金融市場リスク事件の対応: 包商銀行、錦州銀行、恒豊銀行のリスク対応

2019年5月に、内モンゴル自治区に本店を置く地方銀行の包商銀行に重大な信用リスク問題が発覚し、中国人民銀行と国家銀行保険監督管理委員会によって公的管理下に置かれた。さらに、6月~8月に、金融当局と関連地方政府は流動性リスクのあった錦州銀行と汚職スキームのあった恒豊銀行の債務処理・市場化再編を主導した。2019年12月までに、恒豊銀行は市場化再編が基本的に完了した。2020年1月に、包商銀行は債権転売と資産清算を終えて第三段階の市場化再編に入った。包商銀行、錦州銀行といった地方銀行が経営難に陥ったことで、中小銀行の健全性に対する懸念がインターバンク市場に広がった。一部の銀行がインターバンク市場で短期資金を調達し難くなったことに対し、中国人民銀行は中小銀行の資金繰り支援として3,000億元の融資枠を設け、預金準備率の引き下げといった措置を導入した。

2020年の施策方向

金融政策の方針として、「報告」は2020年において中国人民銀行は柔軟性を保ちながら穏健な金融政策を引き続き実施し、短期的な下押し圧力に対応し「大水漫灌(大規模かつ広範な流動性供給)」は実施しないことを表明した。具体的には、広義のマネーサプライM2や社会融資規模の伸び率と名目GDPの伸び率とのバランスを維持しながら、物価の安定化を図り、信用収縮と景気減速の相互作用によるマイナス影響を軽減するとしており、基本的に2019年の中央経済工作会議の延長線にあると言える。

さらに、「報告」は反循環的調整の詳細についてコラムとして説明しており、流動性供給量、流動性供給の構造、金融市場の改革といった3つの面で具体的な措置を取り上げた。

① 流動性供給総量を適切にする

その背景には、中国のマクロレバレッジ比率は未だ高いと当局は強く意識していることがある。経済下押し圧力と信用収縮の相互作用によるマイナス影響を軽減するために、実体経済への流動性供給は不可欠である。M2と社会融資規模の伸び率を名目GDPの伸び率とバランスを取らせることによって流動性供給の度合いを測り、過剰な流動性供給を防止し、マクロレバレッジ比率の安定化を実現する。2009年から2017年までマクロレバレッジ比率は年間平均で10%上昇した。そのような事態を再現させない。

② 的確な金融政策を実施する

政策目標を絞って施策を実行するという原則に基づいて構造的預金準備率の枠組みを利用し、預金準備率の引き下げ、再貸出、再割引、MPA管理といったツールを活用する。全般的な流動性供給ではなく、生産性の高い先端製造業、民生建設、インフラ建設といった分野を的確に支援する。

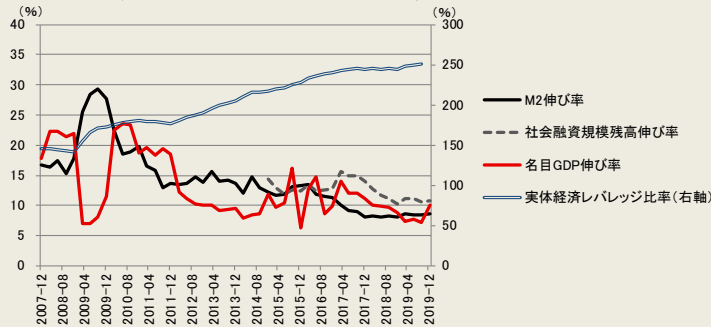
③ 金融改革を深化する

金利改革と人民元為替市場化改革を引き続き深化させる。金利改革について、LPRによる金融政策波及メカニズムを改善し、既存の変動利率貸出のベンチマークのLPRへの切り替えを推進し、実体経済の資金調達コストの低下を促し、小型零細企業の資金調達難の解決を図る。人民元為替市場について、人民元為替相場の弾力性、越境資本流動に対するマクロ・プルーデンス管理、他国のマクロ政策状況を見ながら、三者の間のバランスを維持する。

【当室見解】

景気下押し圧力が高まっており、マクロレバレッジ比率の水準も高く、これは金融政策の実施に挑戦をもたらしている。2019年の一部地方銀行における信用リスクの顕在化も、実体経済の減速と金融システムの不備の現れといえる。斯かる中、中央銀行は大規模な金融緩和ではなく、政策の「的確性」を重視し、資金調達難問題が顕著な小型零細企業や先端技術産業などに対し、目標を絞った流動性供給を実現するために、新たな仕組みを構築し、新たな調整政策を実施してきた。但し、このようなこまめな調整政策の波及範囲や持続性には限界がある。長期的には、金利の市場化と為替市場の自由化を初めとする金融改革を深化させ、実体経済の発展に適合した健全性の高い金融市場の構築が望まれる。

【図表 1】流動性供給と経済成長の推移



(出所) 中国人民銀行の公表データを基に作成

Ⅲ. 現段階の重要な課題

新型コロナウイルスの感染対策について

「報告」は、新型コロナウイルスによる非常事態は中国経済に対してマイナス影響はあるが、それが持続する期間や規模は限られていると認識している。現段階では、消費の減少と企業再開の遅延といった直接影響が見られる。また、物価の変動に繋がる可能性に細心の注意を払うことを強調した。

新型コロナウイルスによる非常事態の金融面の対策を以下の5つの点にまとめる。

- ① 対象を絞った金融政策により、金融機関による小型零細企業、民営企業、製造業企業への資金支援を支持。新型コロナウイルスの関連分野・地域への資金支援を強化。
- ② 主要な全国的銀行及び重要地域法人銀行は特別再貸出を利用して、防疫活動関連の医療用品や生活物資の生産、運輸と販売に携わる企業に対するリスト管理を実施、これらの企業向けの貸出へ優遇金利を適用。
- ③ 新型コロナウイルスの大きな影響を受けた卸売小売業、宿泊飲食業、物流輸送業、文化サービス業といった産業、及び一時的な困難に陥った有望な小型零細企業に対し、盲目的な貸出中止、融資停止、貸し渋りなどを防止。
- ④ 新型コロナウイルスの影響でデフォルトになる企業に対し、返済猶予、借換え融資を実施。
- ⑤ 貸出金利の適度な引き下げ、信用貸出及び中長期貸出の増加といった方法で、新型コロナウイルスの影響を受ける関連企業を支援。

【当室見解】

新型コロナウイルスの感染拡大の緊急経済対策として、中国人民銀行は2月7日に3,000億元の特別再貸付枠を設定。2月26日に新たに5,000億元の再貸付・再割引枠を設定することを発表。これにより、中小銀行による小型零細企業への貸出支援を促進し、中小企業の生産・操業再開を加速させる。さらに、農業や中小企業向けの再貸出の金利を2.75%から2.50%まで引き下げた。これは「目標を絞った」利下げでもある。また、住宅ローンやクレジットカードの返済期間を柔軟に調整し、新型コロナウイルスの感染の影響によるデフォルトが発生した場合、個人信用システムに登録しないこととし、個人に対する金融面の支援も行われている。

雇用の安定化について

「報告」では、雇用の安定化を特別にコラムにして分析している。当局は雇用の安定化を政策の策定に当たって重要な考慮要素として認識していることが見て取れる。2018年の中国の労働参加率は70%であり、世界上位水準に位置している。但し、高齢化の進展や教育期間の延長などが原因で、中国の労働参加率は将来には米国、日本といった先進国と同じ水準まで低下するとみられる。2013年から2019年まで、中国の労働力人口は2,300万人減少し、これからも徐々に減少していく傾向にある。労働参加率や労働人口数の他に、中国の労働力需給のミスマッチという構造的な課題も無視できない。第2次産業の就業者数は2013年から既に低下に転じている。大学新卒者や農民工といった大規模な求職者が増加している一方、これらの分野の求人需要が増えていない。

2019年の都市部新規就業者は1,352万人に達し、目標を252万人上回っており、7年連続で1,300万人を超えている。全国の都市部の調査失業率は5.0%~5.3%の間で安定推移しており、2018年と比べては小幅に上昇しているが、政府の目標範囲に収まった。ここから、毎年1,100万人以上の都市部新規雇用を確保することが近い将来では可能であるが、長期的に見ると、労働市場の需給ミスマッチという構造的な問題も無視できないと指摘している。

【当室見解】

今回の新型コロナウイルス感染拡大の雇用情勢への打撃は不確定性が高く、しかもその影響は直ちには見られない。新型コロナウイルスの感染防止策による交通制限や隔離措置の影響で、交通・旅行・飲食・宿泊といった第3次産業に大きなダメージがもたらされている。その中で、中小企業の割合も高い。第3次産業も中小企業も雇用吸収の主力である。新型コロナウイルスの感染対策をこれからも続けていけば、人員流動が制限され、企業業務が正常に戻らない状況下では、多くの企業が流動資金危機と破産のリスクに直面することになり、失業者の増加に繋がりがかねない。雇用市場の不安定性が高まると、収入予測の悲観的ムードや消費能力の低下を引き起こし、消費の回復に大きく影響する。

不動産関連政策について

中央銀行の四半期金融政策執行報告における不動産に対する判断は常に市場の注目を集めている。新型コロナウイルスの感染が発生してから、一部地方では不動産向け融資を緩和するケースがあった。景気刺激のために不動産対策が緩和される可能性が出ているという推測が市場にくすぶり始めている。今回の「報告」は改めて「不動産は住むためのものであり、投機するためのものではない」「都市それぞれの不動産政策を実施」と「不動産を短期的な刺激手段としない」といった3つの方針を一貫して強調した。

【当室見解】

当局は全社会マクロレバレッジ比率が依然として高いと認識しており、不動産対策の方針に明確な方向転換は見られない。その裏付けとして、中長期貸出金利の引き下げ幅は短期より小さかったことが挙げられる。2月20日に、LPRの調整では、1年物LPRの利率が0.1ポイント引き下げられたのに対し、5年物LPRの利率は0.05ポイントしか引き下げられていない。

不動産企業の経営面から見ると、中小不動産企業はより深刻さを増している。新型コロナウイルスの感染の影響で、春節前後の地方からの労働者による住宅購入需要が抑制された。通常では、1月と2月の販売額は通年の販売に占める割合が10%以下であり、決して高くないが、連鎖効果で通年の不動産市場へのマイナス影響は無視できない。住宅販売が停滞している中で、人員流動制限や企業開業時期の遅延で不動産建設の着工時期も先延ばしになってしまい、通年の不動産の建設・販売に波紋が及んでいる。一方、商業性不動産の利用者は小売業者の割合が高く、客の流れの劇的な減少で経営が苦しくなって閉鎖に追い込まれる可能性がある。一部の商業不動産業者は賃貸料金を段階的に免除する措置で賃借者を確保しようとしているが、これによって賃貸料収入は大幅に減少している。公開資料によると、2020年の不動産企業の債務返済規模は4,400億元であり、不動産市場に対する抑制政策が持続する中、新型コロナウイルスの感染症による不動産業界のキャッシュフロー寸断リスクがもたらされている。

【図表2】最優遇貸出金利(LPR)

発表期日	1年物	5年物
2019/8/14	4.31	---
2019/8/15	4.31	---
2019/8/16	4.31	---
2019/8/20	4.25	4.85
2019/9/20	4.20	4.85
2019/10/21	4.20	4.85
2019/11/20	4.15	4.80
2019/12/20	4.15	4.80
2020/1/20	4.15	4.80
2020/2/20	4.05	4.75

(出所) 中国人民銀行の公表データを基に作成

新型コロナウイルス感染の非常事態が消費の減速、企業業務再開の遅延を引き起こして中国経済に直接的に影響を及ぼしている。また、新型コロナウイルスの感染拡大が長期化すれば、サプライチェーンを通じて世界経済に対しても大きなマイナス影響を与えることも懸念されている。更に、2020年2月下旬から、新型コロナウイルスは中国だけではなく、日本、韓国、イタリアなど他の国においても感染拡大の傾向が強まっている。2月27日、ニューヨーク株式市場は市場最大の下げ幅を記録し、日経平均株価も急落していたことから、新型コロナウイルスの感染拡大に対する不安で世界的にリスクオフムードが広がっていることが分かる。

中国当局にとっては、新型コロナウイルスの感染がもたらした直接的な打撃に対応するだけでなく、世界経済の減速や世界の金融市場の変動にも備えて総合的に考慮する必要がある。中国人民銀行の劉国強副総裁は、必要に応じて預金基準率の引き下げも検討することを示唆したが、新型コロナウイルス感染の今後の状況によっては、2020年に金融政策は緩和方向に向かう可能性はある。

以上

WEEKLY DIGEST

【経済】

◆2月 PMI 製造業 35.7 非製造業 29.6 とともに過去最低水準

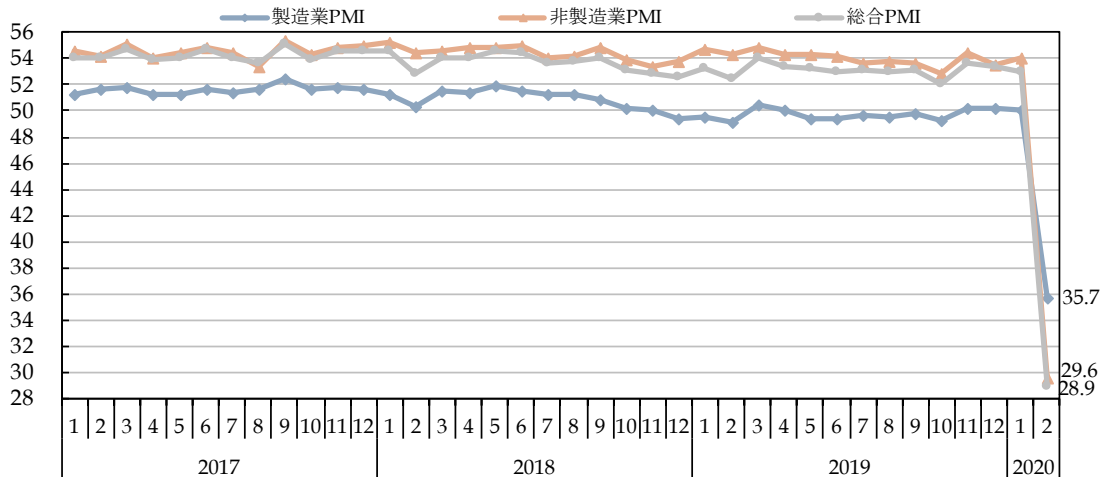
国家統計局、中国物流購買連合会の2月29日の発表によると、2月の「製造業 PMI」は前月から14.3ポイント低下して35.7、「非製造業 PMI」が前月から24.5ポイント低下して29.6と、ともに景況感の節目となる50を大きく下回り、過去最低の水準を記録した(図表1)。製造業はリーマンショック直後の2008年11月の38.8を下回り、新型コロナウイルスの感染拡大が経済活動に与える影響が深刻だったことが窺えた。

製造業の項目別では、「生産高指数」が27.8(前月比▲23.5ポイント)、「新規受注指数」が29.3(同▲22.1ポイント)、「輸入指数」が31.9(同▲17.1ポイント)と、国内の供給、需要両サイドともに大きく落ち込み、「新規輸出受注指数」も28.7(同▲20.0ポイント)と、外需も大きく減少した(図表2)。また、今後の景況感動向を示す「生産経営活動期待指数」も前月比▲16.1ポイントの41.8となった。企業の操業再開の遅れや、操業再開後の物流の停滞、原材料調達難等が下落要因と見られる。

非製造業も、製造業を上回る下落幅となり、深刻な打撃を受けたことが窺えた。特に、交通運輸、飲食、宿泊、旅行業の落ち込みが大きかった。一方、テレワーク、オンライン教育、オンライン医療の利用の高まりに伴い、通信、インターネットソフトウェア関連の業種は好調だった。

なお、製造業と非製造業のPMIを加重平均して算出した経済全体の景況感を捉える「総合MI指数」は28.9(同▲24.1ポイント)だった(図表1)。

【図表1】PMIの推移



(出所) 国家統計局、中国物流購買連合会の公表データを基に作成

【図表2】製造業PMIの主要項目の推移

年	月	製造業	生産高	新規	新規輸出	原材料	輸入	雇用	生産経営
		PMI	指数	受注	受注指数	購買価格	指数	指数	活動期待
		指数		指数	指数	指数			指数
2019	1月	49.5	50.9	49.6	46.9	46.3	47.1	47.8	52.5
	2月	49.2	49.5	50.6	45.2	51.9	44.8	47.5	56.2
	3月	50.5	52.7	51.6	47.1	53.5	48.7	47.6	56.8
	4月	50.1	52.1	51.4	49.2	53.1	49.7	47.2	56.5
	5月	49.4	51.7	49.8	46.5	51.8	47.1	47.0	54.5
	6月	49.4	51.3	49.6	46.3	49.0	46.8	46.9	53.4
	7月	49.7	52.1	49.8	46.9	50.7	47.4	47.1	53.6
	8月	49.5	51.9	49.7	47.2	48.6	46.7	46.9	53.3
	9月	49.8	52.3	50.5	48.2	52.2	47.1	47.0	54.4
	10月	49.3	50.8	49.6	47.0	50.4	46.9	47.3	54.2
	11月	50.2	52.6	51.3	48.8	49.0	49.8	47.3	54.9
	12月	50.2	53.2	51.2	50.3	51.8	49.9	47.3	54.4
2020	1月	50.0	51.3	51.4	48.7	53.8	49.0	47.5	57.9
	2月	35.7	27.8	29.3	28.7	51.4	31.9	31.8	41.8

(出所) 国家統計局、中国物流購買連合会の公表データを基に作成

【貿易・投資】

◆中国貿促会「不可抗力証明書」の発行2月21日までに3,325件

中国国際貿易促進委員会(中国貿促会)の21日の発表によると、新型コロナウイルスの感染拡大で対外貿易の契約を履行できない企業に対して全国の貿促会機構が発行した「不可抗力事実証明書」は21日時点で3,325件に達し、契約金額は2,700億元に上った。一方、貿促会は同証明書について、客観的事実を証明するもので、契約不履行責任を免除するものではないと強調した。

中国貿促会の商事法律サービスセンターは、企業が不可抗力による契約不履行免責を主張する際の留意点として、下記7つを挙げている。

- ① 契約の準拠法と内容に基づき、不可抗力の免責事由に該当するかを慎重に判断すること。契約履行が可能な場合、速やかに履行して違約リスクを回避すること
- ② 取引の相手方に速やかに通知し、関連の証拠を保管すること。通知の際、可能な限り不可抗力の関連証明を添付すること
- ③ 原材料等の調達が困難な場合、代替調達先をできるだけ探すとともに、それに尽力したことの証拠を保管すること
- ④ 「不可抗力事実証明書」は客観的事実を証明するもので、契約不履行責任を免除するものではないことを正しく認識すること
- ⑤ 取引の相手方が不可抗力の適用を認めた場合でも、状況変化によって契約履行上の支障が解消されれば、最大限に努力して契約を履行すること
- ⑥ 調停等の紛争解決方式も活用すること
- ⑦ 疫病による免責主張は国際公約や外国法規にも係る複雑なものとなる為、専門機関との連携が好ましい。

なお、「不可抗力事実証明書」の発行申請は、中国貿促会のウェブサイト上(<https://www.rzccpit.com/>)で行えることになっている。

(注) 参考資料:「MUFG BK 中国月報」2020年3月号/特集記事

「新型肺炎拡大下における中国法『不可抗力』適用の可否～不可抗力証明書の取得とその効果～」

<https://www.bk.mufg.jp/report/chi200401/120030107.pdf>

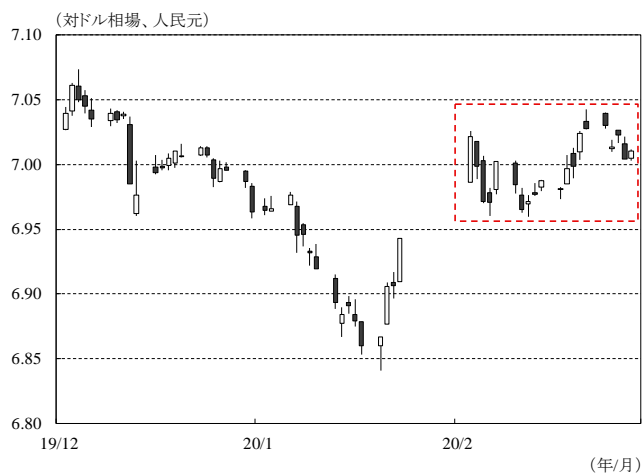
RMB REVIEW

◆広がる新型コロナウイルスの災禍

・2月のレビュー

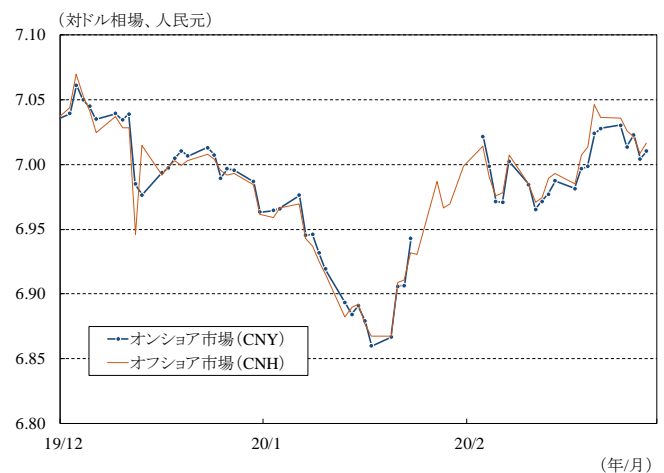
2月の人民元(対ドル相場)は軟調に推移した(第1図)。旧正月に入ってオンショア市場の取引が止まってからも、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、オフショア市場では人民元の下落基調が継続(第2図)。旧正月明けとなった2月3日¹⁾には、オンショア市場でも1ドル=7.025人民元と米中協議が合意に至る前(12月12日)の水準までドル高・人民元安が進んだ。もともと、2月3日に人民銀行が短期金融市場に流動性を供給するなど当局が政策対応を講じると、投資家心理が改善し人民元が幾らか買い戻される展開となった。その後、世界各国で新型コロナウイルスの感染拡大が報じられる中、再びリスク回避的な動きが強まったことで下旬に掛けて人民元は軟化。21日には7.042人民元まで年初来安値を更新した。

第1図：人民元



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第2図：オンショア・オフショア市場の人民元



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

・新型コロナウイルスの災禍は各国に飛び火

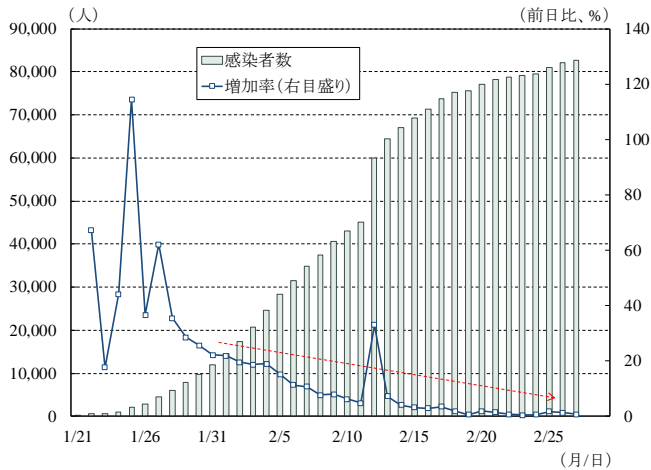
新型コロナウイルスに起因する不安は依然として根強い。中国の対応が奏功し感染者数の増加ペースが鈍化している点は朗報であるが(第3図)、世界各国へ感染が飛び火している以上、予断を許さない状況と言える。実際、2月25日には日本政府が市中感染に主眼を置いた対策方針を決定するなど、各国は一段と切迫した対応を迫られている。

・中国経済の正常化には時間を要する見込み

中国国内では、23日に習近平国家主席が秩序ある経済活動の回復に向けた談話を発表した(第1表)。すでに企業の操業は再開されつつあるが、感染の拡大防止を優先しながらであるため、正常化にはまだ相当の時間を要すると見込まれる。IMFは22日に中国の2020年の成長率見通しを6.0%から5.6%に下方修正したが、正常化の遅れから一段と下振れする懸念が燃える。中国経済の停滞が需要と供給の両面で関係国に波及し、ショックの連鎖として世界経済を揺るがす可能性は排除できず、当面は中国だけでなくアジアなど各国の経済指標で影響を見極める緊張感の高い状態が続くだろう。

¹ 中国国務院は1月26日に旧正月の休暇期間を2月2日まで3日間延長すると発表した。

第3図：新型コロナウイルスの感染者数



(注) 中国が感染の確認基準を2月12、18、20日に変更しているため、厳密にはデータは連続していない。
 (資料) Bloombergより三菱UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第1表：習近平国家主席による8つの指示

① 危険度に応じて、感染防止と経済活動の回復に取り組む。
② 金融政策を柔軟に打ち出す。
③ 雇用の安定化策を強化する。
④ 貧困層を支援し、貧困脱却を進める。
⑤ 企業の操業再開を促進する。
⑥ 農業生産を確保する。
⑦ 食料の供給などを強化し、国民生活を保障する。
⑧ 貿易を安定させ、投資環境を整える。

(資料) 人民網より三菱UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

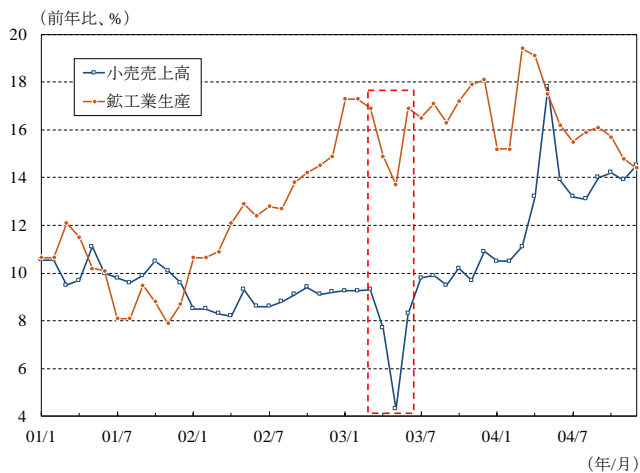
・景気の落ち込みはこれから

感染症の広がりが経済へ及ぼす影響に関しては、2003年に流行したSARSが参考になる。当時、中国国内の感染数がピークを迎えた2003年5月に掛けて消費や生産は大きく落ち込んだ。現状、感染者数がペースを落としてながらも増加を続けている事実を踏まえると、やはり景気の落ち込みはこれから顕在化していくと想定される。

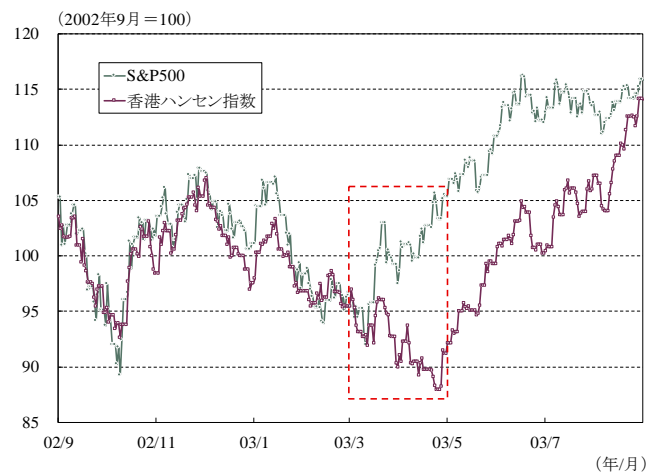
・4-6月期には中国資産を買い戻す機会も

一方、市場動向をみると、2003年3、4月は確かに中国株の弱さが目立っていたが、経済情勢を指標で確認するよりも前の5月初めには反発していた(第5図)。過去の例に倣えば、当面は中国資産を買い難い地合いが続くものの、4-6月期には買い戻しの機会が訪れると見込まれる。もともと、世界経済における中国の存在感が格段に増している現在、上述したショックの連鎖が広がるとの懸念は強い。市場の動揺がより深刻化・長期化する展開には注意を要する。

第4図：SARS流行時の中国の消費と生産



第5図：SARS流行時の米中株価



・人民銀行は的を絞った慎重な対応を続ける

こうした環境下、当局の政策対応は引き続き市場の関心を集めるだろう(第2図)。とりわけ、人民銀行は旧正月

明けから矢継ぎ早に金融支援策を講じており、目先は預金基準金利を約5年ぶりに引き下げる公算が大きい。もともと、最優遇貸出金利(LPR)について期間の短い金利を軸に引き下げたように、資金繰りを支援しつつも不良債権の増大を警戒する意向が窺える。今後も人民銀行は緩和的な政策を続けると考えられるが、的を絞った慎重な対応となる可能性が高い。その意味では、投資家心理にとって相応の支えになるものの、市場の雰囲気が一変し好転するほどの効果はないとみる。リスク選好的な人民元買いは勢い付き難く、むしろ全般的な金利低下が人民元安要因として働きそうである。

・急落を避けつつ人民元安を許容する方針

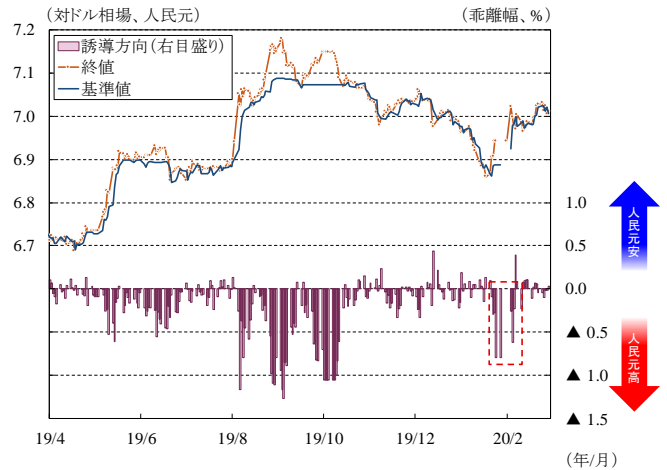
なお、人民銀行が設定する人民元の基準値をみると、旧正月前後の急落局面でこそ人民元高方向への誘導はあったが、その後は上下の変動抑制にとどまっている(第6図)。景気の下押し圧力が高まる状況にあって、人民銀行に人民元高を志向する理由は乏しく、どちらかと言えば人民元安を許容する方針と考えられる。

第2表：中国当局の主な政策対応

発表日	所管	概要
2月2日	中国人民銀行	2月3日に公開市場操作で1.2兆元を供給。
2月3日	国務院	電気・ガス等の料金未払いでも供給を継続。
2月6日	財政部	防疫用品・生活必需品に関連する減税。
2月10日	商務部	外資系企業の操業再開を支援。
2月10日	中国人民銀行	重点物資関連企業を対象とした融資の支援。
2月17日	中国人民銀行	中期貸出ファンリティ(MLF)金利の引き下げ。1年物(▲10bp、3.15%)
2月18日	国務院	社会保険料の企業負担を減免。
2月20日	中国人民銀行	最優遇貸出金利(LPR)の引き下げ。1年物(▲10bp、4.05%)、5年物(▲5bp、4.75%)

(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第6図：人民銀行の誘導スタンス



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

・米大統領選が投資家心理の重石にも

その他には、米大統領選も材料として指摘できる。注目される民主党の指名争いは3月3日のスーパーチューズデーで大勢が判明する見込みである。左派かつ対中強硬派のサンダース氏が優勢となれば、市場がリスク回避姿勢を強める展開もあるだろう。

・人民元は軟調な地合いが続くと予想

当面、人民元は軟調な地合いが続くと予想する。先行き、新型コロナウイルスの流行に終息の兆しが観察されれば、人民元が反転上昇する場面も生じるとみる。ただし、米大統領選挙を控えた緊張感から上値は限定的であり、1年を通しては緩やかな下落基調を辿るとの見方を維持する。

予想レンジ

	3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月
USD/CNY	6.92～7.10	6.90～7.12	6.94～7.16	7.00～7.20
CNY/JPY	15.1～16.0	14.9～16.0	14.7～15.8	14.5～15.6

予想レンジは四半期中を通じた高値と安値の予想

(3月2日作成) グローバルマーケットリサーチ

MUFG BK CHINA WEEKLY (March 4th 2020)

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比		指数	前日比
2020.02.24	7.0430	7.0270~ 7.0430	7.0315	-0.0071	6.3087	0.0025	0.9025	-0.0011	7.6149	0.0112	2.0500	3,176.48	-8.85
2020.02.25	7.0120	7.0087~ 7.0198	7.0162	-0.0153	6.3443	0.0356	0.9006	-0.0019	7.6202	0.0053	2.0800	3,157.44	-19.04
2020.02.26	7.0250	7.0155~ 7.0265	7.0170	0.0008	6.3583	0.0140	0.9011	0.0005	7.6380	0.0178	1.9000	3,131.12	-26.32
2020.02.27	7.0155	7.0082~ 7.0220	7.0161	-0.0009	6.3782	0.0199	0.9000	-0.0011	7.6688	0.0308	2.1000	3,134.71	3.59
2020.02.28	7.0030	6.9780~ 7.0126	6.9896	-0.0265	6.4272	0.0490	0.8968	-0.0032	7.7073	0.0385	2.4000	3,018.36	-116.35

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱 UFJ 銀行国際業務部作成

【日系企業のための中国法令・政策の動き】

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
 コンサルティング事業本部 国際アドバイザー事業部
 シニアアドバイザー 池上隆介

今回は 2 月中旬から下旬にかけて公布された政策・法令を取りあげました。

【政策】

【労働】

○「**人力資源社会保障部、財政部、国家税務総局の企業社会保険料の段階的減免に関する通知**
 (人社部発[2020]11号、2020年2月20日発布・実施)

新型コロナウイルス肺炎流行の影響を受けている企業に対する支援措置。社会保険のうち基本養老保険、失業保険、工傷保険(注:労災保険)の保険料の企業納付部分を2020年2月分から一定の期限で減免するもの。

■具体的な措置は、以下の通り。

- ・ 中小・零細企業は5ヵ月以内(注:2020年6月まで)の期限で免除し、大型企業などその他の社会保険加入単位(機関・事業単位は含まない)は3ヵ月以内で半額徴収とする。

注: 中小・零細企業は、業種別に従業員数や営業収入で分類されており、工業は従業員数が1000人以下または営業収入が4億元以下、同じく卸売業は200人以下または4億元以下、小売業は300人以下または2億元以下、交通運輸業は1000人以下または3億元以下、宿泊業・飲食業は300人以下または1億元以下、ソフトウェア・情報技術サービス業は300人以下または1億元以下などとされている。

- ・ 湖北省の社会保険加入単位(機関・事業単位は含まない)は、5ヵ月以内(注:2020年6月まで)の期限で免除する。
- ・ 生産・経営に重大な困難が生じている企業については、6ヵ月以内(注:2020年7月まで)の期限で社会保険料の納付を猶予し、その間の滞納金は免除する。

■原文は国家税務総局の下記サイトをご参照。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810755/c5144708/content.html>

○「**国家医療保障局、財政部、国家税務総局の従業員基本医療保険料の段階的減額徴収に関する指導意見**
 (医保発[2020]6号、2020年2月21日発布・実施)

上記に同じく、社会保険のうち従業員基本医療保険の保険料の企業納付部分を2020年2月分から半額免除とするもの。上記の通知と別に本通知が出たのは、上記の基本養老保険、失業保険、工傷保険は人力資源社会保障部の管轄で、基本医療保険は生育保険とともに国家医療保障局の管轄のためと見られるが、上記の3保険は基金の収支バランスがとれていることから中小・零細企業に対して一律免除としているのに対して、基本医療保険は新型コロナウイルス感染者の多発により基金から多額の支出が見込まれることから、基金の収支バランスがとれている地区に限って半額免除を実施するとしている。

■具体的な措置は、以下の通り。

- ・ 各省・自治区・直轄市は、医療保険基金の統一地区で、同保険料の企業納付部分について5ヵ月以内(注:2020年6月まで)の期限で半額徴収とするよう指導する。
- ・ 上記は、原則として医療保険基金の支払い可能月数が6ヵ月以上ある地区で実施する。支払い可能月数が6ヵ月未満でも確実に必要な地区については、統一的に考慮、手配するよう指導する。

- ・引き続き保険料の納付猶予を実施してよいが、期限は原則として6ヵ月以内(注:2020年7月まで)とし、その間の滞納金は免除する。

■原文は国家税務総局の下記サイトをご参照。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810755/c5144759/content.html>

○「住宅・都市農村建設部、財政部、中国人民銀行の新型コロナウイルス肺炎流行に適切に対応し、住宅公積金の段階的支援政策を実施することに関する通知」

(建金[2020]23号、2020年2月21日発布・実施)

上記に同じく、企業の住宅公積金の納付を一定の期限で猶予するもの。住宅公積金は、勤労者の住宅購入促進を目的とした公的制度で、企業と従業員が従業員名義の専用口座に毎月本人の賃金の一定比率を積み立てる。積み立てた資金は従業員が住宅購入時などに引き出すことができ、また資金管理機関から購入する住宅を担保に借り入れることもできる。

■具体的な措置は、以下の通り。

- ・新型コロナウイルス肺炎流行の影響を受けている企業は、2020年6月30日まで住宅公積金の納付の繰り延べを申請してよい。繰り延べ期間における積み立て期間の計算は連続して行い、従業員の引き出しと貸付申請に影響を及ぼさない。
- ・従業員が2020年6月30日までに貸付金の返済ができない場合、期限超過処理を行わず、期限超過の記録を信用調査部門に送付することもしない。
- ・家賃の支払いが大きい従業員については、合理的に引き出しの限度額を引き上げ、引き出す時間を柔軟に手配してよい。
- ・新型コロナウイルス肺炎の流行が重大および比較的重大と認定された地区では、企業と従業員が十分な協議を行った上で、2020年6月30日まで任意に取り扱いを決定してよい。積み立てを継続する場合は積み立て比率を自主的に定めてよく、積み立てを停止する場合はその間の積み立て期間の計算は連続して行い、従業員の引き出しと貸付申請に影響を及ぼさない。

■原文は財政部の下記サイトをご参照。

http://www.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/caizhengxinwen/202002/t20200225_3473823.htm

○「国務院新型コロナウイルス感染肺炎流行共同防止・共同制御メカニズムの企業・事業単位業務・生産再開感染症流行防止・制御措置指南の印刷・発布に関する通知」

(国発明電[2020]4号、2020年2月21日発布・実施)

新型コロナウイルス肺炎の流行により業務停止をしていた企業と事業単位(注:政府が設立した社会サービス組織・機構)が業務再開後に実施すべき措置を地方政府と国務院各部門に通知したものの、企業が地元政府に業務再開の承認申請を提出する際の参考になる。

■実施すべき措置は、以下の16項目があげられている。

- ① 従業員の健康管理の適切な実施: 流行地区から戻った従業員は自宅待機または集中隔離とする; 隔離期間中は毎日2回の体温測定を行うなど。
- ② 従業員の疑似症状の報告: 従業員に発熱・呼吸器疾患の症状が現れた場合、直ちに報告させる; 従業員の健康状況を毎日まとめて当地の疾病制御部門(注: 衛生健康委員会など、以下同じ)に報告するなど。
- ③ 企業と宿舎に出入する人員の厳格管理: すべての出入口に専門要員を置く; 指紋認証機器は使用しない; 人員が入場する都度、体温測定をする; 関係者以外の立ち入りを極力制限するなど。
- ④ 業務場所での通気・換気の保持: まず自然の空気を通す; 直接室外に排気するなど。
- ⑤ 手洗い等施設の正常稼働の保障: 業務場所に手洗い設備を設置し、なければ消毒用品を配置するなど。
- ⑥ 業務・生活場所の清浄化・消毒の実施: 業務場所、食堂、エレベータ、洗面所、手洗いシンク、通勤用バス等の公共区域と物品に対し、専門要員により定期的に消毒する; エレベータのボタン、

- 取っ手等への消毒の回数を増やすなど、
- ⑦ 従業員の密集と集団活動の減少: 通路、エレベータ、階段では整列し、適度な距離を置くようにする; 喫煙時に話をしないようにする; 会議を減らす; テレビ会議、電話会議に代える; 従業員宿舎の部屋は原則6人までとし、1人あたり2.5平米以上とする; 時差出勤、フレックスタイム制、在宅勤務を採用するなど。
 - ⑧ 集団での食事に対する管理強化: 食堂での食事時間を延長し、時間をずらす; 弁当に代えて離れて食事を取るようにする; 対面に座らないようにするなど。
 - ⑨ 医務サービスの適切な実施: 医務室がある場合は、必要な医薬品と防護物品を配備し、疾病制御部門の隔離観察と追跡管理に協力する; 医務室がない場合は、近くの医療機関と疑似感染者の救護・医療について連絡をとるなど。
 - ⑩ ゴミ収集処理の規範化: 公共区域にマスク専用の回収箱を設置し、定期的に消毒する; ゴミの分別処理を行うなど。
 - ⑪ 従業員への宣伝・教育の強化: 防止の知識を理解させ、防護の要点を把握させ、防護意識を高め、防護活動に協力させるなど。
 - ⑫ 従業員個人への防護行動の要求: 不要な外出を控える; 人が密集する場所や密閉した場所を避ける; マスクなど防護用品を正しく装着する; 手洗いを習慣化するなど。
 - ⑬ 企業の防止・制御責任の明確化: 主要責任者が企業内の感染症流行防止・制御の組織を確立する; 応急措置と処置プロセスを明確にする; 各部門と個人に防止・制御責任を持たせるなど。
 - ⑭ 隔離・観察区域の設置: 従業員に症状が現れた場合は暫時隔離し、当地の疾病制御部門に報告するなど。
 - ⑮ 密閉区域の消毒: 従業員に症状が現れた場合は直ちに業務場所と宿舎から隔離し、業務場所と宿舎等の生活場所を封鎖する; 専門家の指導の下で活動場所と使用物品を消毒する; 濃厚接触者への防止・制御措置を採るなど。
 - ⑯ 症例発見時の適切な対応: 症例疫学調査、濃厚接触者の追跡管理、発生場所の消毒を強化する; 感染が拡大した場合は、業務場所を暫時封鎖し、流行抑止後に生産を再開するなど。

■原文は中央人民政府ポータルの下記サイトをご参照。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2020-02/22/content_5482025.htm

○「**国務院新型コロナウイルス感染肺炎流行共同防止・共同制御メカニズムの法により科学的、正確、適切に新型肺炎流行防止・制御活動を行うことに関する通知**

(**联防联控機発[2020]28号、2020年2月24日発布・実施**)

新型コロナウイルス肺炎流行下での住民に対する管理、居住区・職場・公共場所などでの流行防止・制御の責任について、中央の指導方針を地方に通知した。この通知には、オフィス・公共場所、商業施設、旅客ターミナル・交通機関など個別の場所や工業企業・建築施工企業での新型コロナウイルス防止・制御の対応マニュアルも添付されている。

■住民に対する管理は、感染リスクの程度に応じて、高リスク人員、中リスク人員、低リスク人員に分けて対応するとしている。そのリスクは、最近の旅行・居住の履歴、現在の健康状況、症例(感染者、疑似感染者)との濃厚接触の履歴などに基づいて判断する。それぞれの扱いは、以下の通り。

- ・ 高リスク人員に対しては、指定医療機関、指定医学観察機関または自宅での厳格な隔離・治療か医学観察を実施し、関係機関と居住区が厳格な管理・コントロールを行う。
- ・ 中リスク人員に対しては、自宅での隔離と医学観察を厳格に実施し、自発的に居住区の管理を受ける。
- ・ 低リスク人員に対しては、体温測定が正常の場合に外出と業務復帰をさせる。

■企業など雇用単位の流行防止・制御の責任については、以下の通り。

- ・ 業務に復帰した従業員の登記・報告、従業員健康台帳の設置を適切に行う。

- ・ 隔離・医学観察の必要があるが、症状が出ていない従業員に対しては、スクリーニング検査により感染を排除した上で、隔離期間を適度に短縮し、防護措置を採って業務に復帰させてよい。
- ・ オフィス、工場および公共区域、従業員宿舍の通風・消毒、環境整備を適切に行い、従業員用の必要な防護用品を配備する。
- ・ 出入検査制度を実施し、従業員への日常の体温測定、健康観察を適切に行う。
- ・ 作業場所の区分、食事時間の分散を実施し、会議の頻度・規模をコントロールし、極力人の密集を減らす。
- ・ 条件を備えた企業・事業単位に対しては、時差出退勤、フレックスタイム制または在宅勤務を奨励する。
- ・ 隔離・観察区域を設置し、従業員に感染の疑いがある場合は速やかに隔離して医師の診察を受けさせ、当地の疾病制御部門(注:衛生健康委員会など)に症例報告、区域封鎖、消毒等の活動で協力する。

■原文は国家衛生健康委員会の下記サイトをご参照。

<http://www.nhc.gov.cn/jkj/s3577/202002/69b3fdcbb61f499ba50a25cdf1d5374e.shtml>

【公共料金】

○「国家发展改革委员会の非住民用ガスのコストを段階的に引き下げ、企業の就業・生産再開を支援することに関する通知」

(发改价格[2020]257号、2020年2月22日発布・実施)

新型コロナウイルス肺炎流行の影響を受けている企業の業務・生産再開を支援するため、産業用ガス料金を引き下げるもの。実施期間は2020年6月30日までとしている。

■具体的な措置は、以下の通り。

- ・ 天然ガス生産・経営企業の非住民用ガスの供給価格は、閑散期価格を前倒して実施する。政府指導価格を実施する非住民用ガスについては変動幅の下限を適度に引き下げ、自主決定価格を実施する非住民用ガスについては価格引き下げを奨励する。
- ・ 化学肥料など影響が大きい業種に対しては、さらに価格を優遇する。
- ・ 天然ガスの末端販売価格については、速やかに引き下げる。

■原文は国家发展改革委员会の下記サイトをご参照。

https://www.ndrc.gov.cn/xgk/zcfb/tz/202002/t20200222_1220996.html

○「国家发展改革委员会の企業の電力使用コストを段階的に引き下げ、企業の就業・生産再開を支援することに関する通知」

(发改价格[2020]258号、2020年2月22日発布・実施)

上記に同じく、産業用電力料金を引き下げるもの。実施期間は2020年6月30日まで。

■具体的な措置は、以下の通り。

- ・ 対象企業は、一般工商業の利用者とその他の電力価格と大工業電力価格が適用される利用者。高エネルギー消費業種の利用者は除く。
- ・ 上記の電力利用者については、2020年2月1日から6月30日まで元の電力料金の95%で計算、精算する。

■原文は国家发展改革委员会の下記サイトをご参照。

https://www.ndrc.gov.cn/xgk/zcfb/tz/202002/t20200222_1220993.html

【税】

○「国家税務総局の新型コロナウイルス感染の肺炎流行防止・制御期間の輸出税額還付(免除)関係業務を適切に行うことに関する通知」

(税総函[2020]28号、2020年2月20日発布・実施)

新型コロナウイルス肺炎流行により、増値税の輸出還付関連の窓口申請ができなくなっている状況

で、“非接触式”方法での申請を受け付けるもの。

■主な措置は、以下の通り。

- ・ 輸出企業は、輸出税額還付(または免除、以下同じ)届出(注:初めて輸出税額還付を行う際に行う)、輸出税額還付関連の各種証明書の発行申請および輸出税額還付申告で、提出が必要な通関証明書、インボイスなど紙の資料について、影像化申告(注:電子ファイルをオンラインで申告する方式)を実施していない地区では、暫時提出を不要とし、感染症流行が収束した後に提出するものとする。影像化申告を実施している地区では、現行の方式で提出する。
- ・ 税務機関は、輸出税額還付申告を受理後、電子データの照合のみを行い、データに誤りがなく税の回避、詐取等の疑いがなければ還付または免除を行う。疑いがある場合は、“微信”(WeChat)、郵便等で影像資料の提出を求め、疑いがなくなった後で行う。
- ・ 税務機関は、輸出税額還付申告に対して調査・評価を必要とする場合、机上分析、電話での事情聴取、書簡による調査等の方法で行い、面談、実地検査等を行わない。
- ・ 実地検査による処理を必要とする場合は、初めて申告する企業に対しては累計の税額還付申告額が限度額(注:対外貿易企業は100万元、生産企業は200万元、代理申告を委託する生産企業は100万元)以内の場合は先に還付または免除を行い、限度額を超える場合は暫時還付または免除を行わない。その他の企業に対しては、省級税務機関の同意を得て、同様に処理する。但し、輸出税額還付での企業信用分類が“四類”(注:納税信用等级がD級、前年度に輸出税還付関連規定違反で行政処罰を受けたなどの場合に分類される)と税の詐取の疑いのある企業は除く。これらの企業に対しては暫時還付または免除を行わない。
- ・ 税務機関は、企業の申請に対する処理の結果をオンラインで告知する。各種証明書の発行については、企業が紙の証明書を必要とする場合、郵送により送付する。

■原文は国家税務総局の下記サイトをご参照。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810755/c5144752/content.html>

(本シリーズは、原則として隔週で掲載しています。)

～アンケート実施中～

(回答時間: 10秒。回答期限: 2020年4月4日)

<https://s.bk.mufg.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=ZIJ6Qe>